

## 第 18 回長崎大学における感染症研究拠点整備に関する 地域連絡協議会議事要旨

- 1 日時 平成 30 年 7 月 20 日（金）17:30～20:00
- 2 場所 長崎大学グローバルヘルス総合研究棟大セミナー室（1 階）
- 3 出席者数 24 名 調（議長）、山下（副議長）、梶村、久米、道津、内藤（藤本副会長代理出席）、松尾、山口、池田、犬塚、神田、寺井、原、藤原、泉川、鈴木、福崎、宮崎、伊藤、鳥巢、平山、安田、森田、早坂の各委員
- 4 欠席者数 3 名 石田、里、森崎の各委員
- 5 オブザーバー  
高城 亮（文部科学省研究振興局先端医科学研究企画官）
- 6 事務局（長崎大学）  
二村英介（副学長（BSL-4 施設設置計画担当）・感染症共同研究拠点教授・総務部門長）、深尾典男（同拠点教授・地域連携部門長）、中嶋建介（同拠点教授・施設・安全管理部門長）、亀田恒治（同拠点総務部門担当課長）、長野繁美（施設部長）、安藤豊幸（施設部施設整備課長）

### 7 議事

議事に先立ち、調議長から、代理出席者、オブザーバー及び事務局異動者の紹介があった後、報道機関による撮影に関し、大学側が説明を行っている間の撮影は許可するが、質疑応答の撮影は不可とする旨の説明があった。

次いで、調議長から、本日のスケジュールについて、3つの議題を用意しており、委員の皆様からのご意見を踏まえ、最初に 30 分程度委員からの質問・意見への回答について、その後これまで実施したリスクアセスメント等に基づく対応について、特に前回ご指摘いただいた各国の規制基準と本学の対応、緊急時の対応の骨子等について、最後に施設建設までの今後の主な工程についてご議論いただく予定である旨の説明があった。

#### (1) 委員からの質問・意見への回答について

調議長から、委員からご意見があったことも踏まえ、冒頭に委員からの質問・意見に対する回答について意見交換を行うが、回答は事前送付しているため、その回答も踏まえてご意見をいただきたい旨の説明があった後、大略次のとおり質疑応答が行われた。

（神田委員）7月6日までに提出した質問・意見への回答だけが資料3として配付されている。前回の会議資料4の6月4日までに提出した質問・意見への回答に対する説明は全然なかったように思うが、それも一緒にやっていただけないか。

（調議長）次回まとめてやるように準備をしている。

（神田委員）それでは次回よろしくお願ひします。

（道津委員）5月8日の会議の質問・意見への回答についても議論がなかったと思う。

（調議長）それも含めて次回やらせていただきたいと思っている。

（道津委員）確認であるが、本日議論するのは、本日の会議資料3の7月6日までに提出されたものだけということか。

（調議長）そういう予定で準備している。

（道津委員）分かりました。

一点目の意見については、要するに委員からの質問・意見への回答について、前回、前々回と全く議論がされていないのできちんと議論をして欲しいということに記載しており、それは次回にということなので了解した。

二点目のバイオセーフティ管理監についてであるが、前々からこのバイオセーフティ管理監は、大学の中から選ぶと、何の抑止にもならないのではないかと私だけではなく色々な方が言われている。それにも関わらず、基本構想では、結局、学長が任命するというようになっており、そこはきちんと考えなくてはいけない問題ではないかと思い、意見として提出させていただいた。要するに任命権は学長ではなく第三者にしないと、施設の安全管理上、監査システムとしては機能しないのではないか。長崎市は無理だと思うが、国が任命・派遣し、監視していただかないと機能しないのではないか。バイオセーフティ管理監を置いても、結局は学長にもものを言えない、ただの置物の管理監になってしまうのではないか。

(事務局 (二村副学長)) 回答に記載しているとおり、バイオセーフティ管理監はあくまでも大学内部で独立的に BSL-4 施設の活動を監査する者という位置付けである。これまでも説明したとおり大学内部の者であるため、学長が任命するのは基本であると思う。

独自性の担保については、このバイオセーフティ管理監が監査をしたことをもって不利益を被らないことをきちんと規定に明記をした上で、その独自性を保ちたいと思っている。また、文部科学省が設置している「長崎大学高度安全実験施設に係る監理委員会」(以下「監理委員会」という。)が既にあり、必要であればそれ以外の第三者的な機関を作っていただくこともあるかと思うが、本学としては、従来からの安全管理システムの中に、さらに内部的に第三者的な目から見ていただくという前提でバイオセーフティ管理監を置くということで考えている。

なお、バイオセーフティ管理監の人選については、専門性や経験等を十分勘案し、適任な方を選びたいと考えている。

(道津委員) その人選であるが、BSL-4 施設の安全面や監査システム等にきちんと目を光らせ、機能させることができる最終責任者として、どのような方がふさわしいと考えているのか。

(安田委員) 人事のことなので今の段階では具体的に名前を挙げることはできないが、BSL-4 施設や病原体管理に精通した方は日本にはそんなにたくさんはいないので、例えば BSL-4 施設での実験経験がある方や、病原体管理等に関わった経験のある方ということで考えている。

(事務局 (二村副学長)) 最終的な責任者という発言があったが、この施設の最終責任者は学長であり、バイオセーフティ管理監は学長に対して第三者的な立場からアドバイスをするという位置付けである。

(道津委員) 最高責任者は学長であることはもちろん存じている。監視をする上での最終責任者がバイオセーフティ管理監になるわけで、BSL-4 施設の内部のことをきちんと知らないといけないと思う。ただの飾りものになってしまう。名前だけのバイオセーフティ管理監では困る。研究者の方であれば自分の研究があるだろうし、外国からきちんと長崎の施設を見守って監視するというシステムになるのかとか、そこら辺が見えてこないの、詳しく説明をお願いしたい。

(調議長) 人選について、こういう経歴の方というのは、たぶん次回以降にお見せできると思うが、基本的には本学の研究者ではなく、BSL-4 施設における研究歴があり、研究自体をそろそろしなくなる人という条件を満たす人は日本には何人もいないが、そういう人を探してほしいよと考えている。

(道津委員) バイオセーフティ管理監については、人選、経歴も含めて、この会議に全部持ってくるということでよいか。

(調議長) そういう予定である。

(道津委員) 先ほど学長が任命するという説明があった。結局、長崎大学が給与を出すということで機能しないと思うが、皆さんはどう思うか。

(安田委員) バイオセーフティ管理監の規定を作り、独立性をきちんと確保するような運用で対応したい。

(神田委員) この施設は感染症に対する国の重要な施設ということで建設することが決まっていると思うが、バイオセーフティ管理監の主な役割がそういうチェック機構であるならば、前にも申し上げたと思うが、人間なのでミスがあったり、失念したり、慣れによるミス等も当然起こり得ると思うので、そういうことを防ぐという意味でも、長崎大学だけで行うのではなく、国から派遣したり、内部の人だけでなく外部の人からも選定することが重要なことではないかと思うが、如何か。

(調議長) 当面は、本学以外の人を委嘱したいと思っている。現状では、学長が委嘱して、大学から給与を出してという形を考えている。制度設計については、次回以降にお見せできればと思っている。学長を飛び越して、文部科学省に直接進言したり、提言したりすることができる仕組みをきちんと作って、抑止効果を持たせることを考えている。

(神田委員) 一般人としては、大学や国が造るのできちんとしているだろうと思いたいが、昨今のマスコミを賑わしている問題も、1カ所で主なところを担っていると、とんでもないことが起こって初めて発覚するというケースも無きにしも非ずなので、こういう施設でそういうことが万が一あった場合のことを不安として持つ。検討していただく必要というか、価値はあるのではないかと思うので、そういう思考を取り入れていただくようお願いしたい。

(安田委員) バイオセーフティ管理監がクローズアップされているが、先ほど二村副学長が説明したとおり、この管理体制は多重になっている。一つは文部科学省が設置している各分野の専門家の先生方で組織している監理委員会で、第三者の立場から国が主導して監視、チェックするというのがある。また、大学の中には、先ほどから話が出ているバイオセーフティ管理監による監査というものがある。さらに、現在も長崎大学は二種及び三種の病原体を所持しているため定期的に厚生労働省や警察庁による立入検査を受けており、BSL-4 施設で扱う一種病原体に関しても、間違いなく毎年、厚生労働省や警察庁による立入検査等で病原体管理の監査を受けることになり、少なくとも三つ以上のチェック体制が想定されている。

(調議長) どういう人を誰が任命するかということもさることながら、付与する権限を規定に明記し、隠すことができないような仕組み作りが大事ではないか。まだそこまで具体的な検討は進んでいないが、そういうところを大事にしながらの制度作りが必要だと思う。

(道津委員) この第三者機関については、鈴木委員が最初に指摘され、第三者機関というのは事業主体から独立したものでなくてはならないという話をされたのを覚えている。よかったら鈴木委員の考えを聞かせていただきたい。

(鈴木委員) 大学を監視するシステムとして規制当局があるが、規制当局がまず独立しなければいけない。文部科学省は推進機関なので、文部科学省の管理はもちろんあることに越したことはないが、それだけでは足りない。文部科学省が監理委員会を設置したことは素晴らしいと思うが、監理委員会が文部科学省から本当に独立しているかどうかをチェックしたい。監理委員会は大学だけではなく、文部科学省も監視できるのが望ましいと申し上げた。規制当局がしっかりしなければいけないので、その独立性が一番大事だと思う。

バイオセーフティ管理監は内部の監査機関で、大学側の説明にもあるように、内部でもきちんと管理するシステムであり、今のシステムでも大丈夫だと思う。企業でも会計監査等企業から給料を出してきちんと内部監査するシステムを持っている企業の方がガバナンスができており、大学としても内部にバイオセーフティ管理監を置いてきちんと管理するシステムを作ることが大事だと思う。問題はどういう人を選ぶかといった人事の問題や、どういう権限を与えるかということがきちんとチェックできるようになっていけばいいのではないか。情報公開等を今後きちんとやれば、内部でのバイオセーフティ管理

監の仕組みとしてはよくできているのではないかと思う。

(犬塚委員) 今おっしゃられたように、組織はきちんとできており、そこにポストもきちんとできている。我々が聞きたいのは、そのポストにいる方が常勤者であるかどうかということが一番気になることである。そこら辺は人事の問題で、そう簡単には言えない部分があると思うので、せめて常勤者であるかどうかということはどうなのか。

(調議長) 稼働まであと数年ということで準備をしている途中であるが、当面は非常勤を考えている。当面は色々な仕組み作りについての相談等を行うことになるが、常勤で雇って行う仕事量はないと考えており、最初の方は非常勤でと考えている。

(犬塚委員) 組織が稼働しますという時点から非常勤か。

(調議長) 今年度、非常勤で委嘱をする形でスタートして、約束はできないが、例えば実際に稼働になったら常勤化するということも選択肢の一つであると思っている。

(犬塚委員) それは人事の問題ですから微妙だと思う。極力、非常勤ではなくて、常勤できちんと管理をしていただける体制の方が、住民の皆さんの安心・安全につながると思うので、その辺の配慮を、色々あるのだろうと思いますけど。

(神田委員) 私の質問に対する回答について意見を述べさせていただきたい。

1 番目に関しては、先ほど道津委員から意見があったように、前回、前々回と提出した質問への回答がまだ終わっていないので、きちんと対応してくださいということと、安全確保策の検討に記載されている 169 項目のうち、近隣住民に被害が及ぶ可能性がある 55 項目について、漏れのない対応を行っていただきたいということを書いた。

それに対して詳細な回答があるが、お願いしたかったのは、近隣住民に被害が及ぶ可能性があるものが 55 項目あるので、安全確保策について説明する際には、まとめてざっと説明するのではなく、1 個ずつ丁寧に説明をしていただきたいというのが質問の趣旨であるが、その辺は考えているのか。

(事務局 (中嶋教授)) 全部を一つ一つ説明する時間は取れないと思うので、今日のところは触りのところを説明させてもらえればと思っている。

(神田委員) せっかく項目を挙げて苦労して作ってくれたものなので、ざっと一通りの説明で終わって欲しくない。ざっとまとめて書かれても確認ができないので、1 項目ずつ検証するというやり方を取っていただきたい。

2 番目に関しては、7 月 31 日と 8 月 2 日に坂本・江平地区と、山里地区とでまた住民説明会を開催するというチラシが入っている。建築物に関する条例で必要であるので説明会を開催するということであるが、これはもちろん造ります、もう 12 月には工事を始めますという前提で動いているような気がするので、急ぎたい気持ちは分かるが、先ほどお願いしたリスクも含めてこの会議の中で十分な議論をすべきではないのか。

7 月 31 日と 8 月 2 日に説明会を予定されているのであれば、一方的な説明ではなく、集まった住民の声をもう少し聞く場面も取り入れていただくようお願いしたい。できれば、この住民説明会もどんどんどんするのではなく、まずこの会議での議論をもう少し深めていただきたい。

(調議長) 誤解ではないかと思われるが、中高層建築物等の建築紛争の予防に関する条例に基づく説明会と、7 月 31 日と 8 月 2 日に予定している説明会は全く別物である。全部で 3 回の説明会を開催する。その内の 1 回が条例に基づく説明会で、計画敷地と接する建物の居住者や土地の所有者等に対して説明をするよう決まっているもので、最後の議題の中でももう少し詳しく説明したい。

それとは別に、従来から開催してきた説明会については、やってもやっても初めて説明を聞くという方がいるので、継続してなるべくこまめに開催したい。神田委員がお持ちのチラシの説明会は、従来からの説明会のものである。

(神田委員) この間、出席者が少ないので、もっとたくさんの人に説明をするようにと話が出たと思うが、その第2弾という感じか。

(調議長) そうである。

(神田委員) そうであれば一つ要望がある。前回の説明会でも出席者から要望が出ていたことがあったと思うが、新たな人に対して説明をするということになると思うので、くれぐれも12月に始めますというようなことは言わないでいただきたい。

(調議長) 前回の説明会でいただいたご意見をきちんと踏まえてやるようにというご指摘については、そのようにしたいと思うので、内容についてご提案があれば、ぜひお聞かせいただきたい。

(池田委員) 前日も発言したように、大学の説明会というと、一般の住民は、非常に堅く、難しい話が出るのではないかと、大学の授業に行くみたいで参加しにくいなどと思うものなので、大学の説明会に市も共催し、市からも住民に参加を呼び掛け、市も説明会に立ち会うなどの協力を行っていただきたい。大学の説明会は非常に参加しにくい感じがするので、市とも十分連携して開催することを求めたい。

(調議長) これまでの説明会には、基本的に、県や市からも参加をいただいている。県や市からの呼び掛けについては、あればありがたいと思う。以前、「広報ながさき」へのイベント掲載をお願いしたことがあるが、2カ月前では遅いと言われたこともある。

(鳥巢委員) 市としても大学と連携していきたいと思うが、具体的にどのような形で連携していくか、今後、大学と十分協議をさせていただきたい。

(池田委員) 私は長く市政記者をしていたので、どうやって広報誌を作っているのかよく知っている。大学が説明するところを数行空白にしておけば、印刷する1週間あったらいい。印刷所に渡す時に大学からの資料を渡せば、締め切りは10日でいい。3カ月もかかるはずがない。3カ月前に原稿をくれという、そんな話はない。

(調議長) 実はこの前犬塚委員からも同じように、もっと市を上手に使うようにご助言をさせていただいたが、担当課が違うということであった。

「広報ながさき」だけが手段でもないと思うので、今のご意見を踏まえて、是非、今よりもさらに協力するようにしたいと大学は思っている。

(鳥巢委員) 内部的にも「広報ながさき」の締め切りは2カ月前というルールがある。確かにスペースを確保するという方法もある。広報広聴課とその辺は十分協議しながら対応していくことになると思う。

(犬塚委員) 今の鳥巢委員の言葉は前向きに捉えていいのですよね。最後の言葉はね。ですよ。今おっしゃいましたよね。今の言葉は市としては大変意味のある言葉である。私もそれをずっと大学側と相談しながら、さっき議長がおっしゃられたように、何とか市のほうの窓口に乗っからせてくださいというお願いは何回かしていますし、大学の人も一緒に話をしに行っているわけですから、そのことを踏まえた中での今の発言は非常に前向きに取っておく。よろしいですか。

(鳥巢委員) 「広報ながさき」の基本的なページ構成は、特集コーナーがあり、後半部分がお知らせコーナーという形になっている。今の話としては、例えば地元説明会をお知らせコーナーに掲載するというのであれば、他にも様々な団体から色々な要望があって、掲載依頼がなされているということもあるので、掲載できるスペースを確保できるか、その辺は広報広聴課と協議をさせていただきたい。

(藤原委員) 鳥巢委員の言っていることはよく分かるが、この会議が始まって3年目であり、「広報ながさき」に載せる意思があったら、既に載せているはずである。今まで載せていないのに、市と県はこれ以上、前向きなことはしないと私は思っている。

市長がこの前、住民説明会に行った時も、何百人と入る会場に住民があまり来ていなか

ったということを新聞で知り、愕然とした。坂本地区の住民は本当に関心があるのか。大学が一生懸命になって、このチラシとか、今まで何十回と住民説明会をやっている。その気持ちを知って欲しいと私は思う。

大学のホームページを毎日見ているが、BSL-4 関係のホームページを見たことがない。もう少し大学も本腰を入れてホームページを立ち上げてくれたらと毎日思っている。

(池田委員) 私もホームページをよく見る。トップページの上の列に色々書いてあるが、ここに行けば国策である BSL-4 のことが全部分かるというところがない。確かにこの会議のことも書いてあるが、その行き方が分かりづらい。だから、大学のホームページのトップページを、ここが BSL-4 のトップページで、ここに行きなさいとボタンを押せば行くようにして欲しい。

(調議長) 市の発言はこれまで聞いた中では最も踏み込んだ発言であり、さらに協議をしながら連携をしていきたいと思う。後押しをしていただいた委員の方々も、前向きな回答をしていただいた鳥巢委員にも両方にお礼を申し上げたい。

(事務局 (深尾教授)) ホームページのトップページからボタン一つで BSL-4 関係のページに行くようになってきている。今年に入ってホームページ自体を少し改修したが、以前からそういう構造になっており、BSL-4 関係のボタンを作った。目立ちにくいのもかもしれないので、担当と話をし、分かりやすくしたいと思う。また、こういう会議の開催については、それとは別に、ニュース&トピックスの欄にも入れて、皆さんに伝わるように二段構えにしている。よく見ていただき、こんなところか、小さすぎるとかといったことをお知らせいただければ、それを含めて改修を依頼したいと思う。

また、市に着任の挨拶に行った時に、大学と協力してきちんと広報をやると言っていたので、これから市と大学が協力してきちんと情報を発信していきたい。

(神田委員) この施設を造ることはいいこと、世界最高水準の安全・安心なものを造るので大丈夫、長崎の経済の発展にもつながる、ひいては国の、世界中の人たちのためにもなるなどといいことばかり言われていると、危ないと思う人もいるかもしれないが、いい方向の説明をされれば、普通の人は細かいことは知らないで、大半の人はそうなんだ、いいのができるんだ、大学はすごいとプラス思考に変わっていくと思う。

広報誌に載せる際には、前学長も 100%安全・安心ではないと言っていたので、今日も説明が予定されているリスクのこと、危ないこと等両方を載せていただかないと、一般人は正しい判断ができないのではないかと思う。

もし市がそういうことに積極的に協力するのであれば、市民の代表として、一方的ではなく、皆さんが納得いくような、それこそ合意の取れるようなやり方というのを是非お願いしたい。

(道津委員) 神田委員と全く同じ意見である。「広報ながさき」を大学からの BSL-4 の説明や宣伝に使うというのは問題だと思う。例えば住民の不安、リスク、ストレス等のこともきちんと織り込んで、初めて平等な広報誌に載るべき原稿になる。大学と市が協力して、一方的な内容が「広報ながさき」に載るようなことがあったら、私たち住民はこの会議でそれはおかしいと言わなくてはいけないので、リスクがあること、住民の合意をきちんと取らなくてはいけないこと等住民の意見もきちんと載せてもらわなくてはいけない。

(調議長) 先ほどの「広報ながさき」の話は、熱帯医学研究所のサマーイベントで中高校生向けのイベント開催を「広報ながさき」に載せてくれないかと相談しに行ったら、今ごろ持ってきても遅いと言われたというものである。BSL-4 の議論そのものを載せるという提案はしたことがないので、今後そういうことをやれということであれば、道津委員たちと大学が半分ずつ原稿を書くみたいなものになるのかどうか分からないが、そこは認識が少し違うということだけ言わせていただき、今後の課題ということにしたい。

## (2) これまで実施したリスクアセスメント等に基づく対応について(各国の規制基準と本学の対応、緊急時の対応の骨子等)

早坂委員から、資料4-1、資料4-2、資料4-3、資料4-4、資料4-5に基づく説明、文部科学省の高城企画官から資料5に基づく説明があった後、質疑応答が行われた。説明及び質疑応答の大略は次のとおり。

(早坂委員) まず始めに資料4-1で一連の流れの概要を説明する。

これまで、ハード面及びソフト面のリスクの検証を行った。具体的には、地域へ被害を及ぼさないための対応ということで、169項目について検討を重ね、対応策を練るという作業を行ったのが資料4-2になる。また、海外の施設ではどのように対応しているか明らかにするために、各国のガイドライン等の比較検証を行った。前回も概略を提示したが、委員からもう少し詳細なものを作って欲しいとの意見があったので、少し修正した資料4-3で説明する。このような安全確保策の検討結果を踏まえ、本学のBSL-4施設の設計仕様にどのように盛り込んでいくかということを検討し、本学が実現する安全性能について資料4-4にまとめている。次に、BSL-4施設の事故・災害が発生した際の緊急時の対応策の検討ということで、対応案を今後検討するためのたたき台となる骨子案を資料4-5としてまとめている。

具体的な資料の説明であるが、資料4-2は、これは以前配付したものと同じで、ハード面、ソフト面のあらゆるリスクを挙げながら、地域への被害の可能性がある重大事象として5つにまとめて整理して、施設の設計に盛り込むための対策へ反映した。この安全確保策はこれからも繰り返し検証し、必要な対応を今後も実施していく。2ページと3ページはその概略的な流れを文章で詳しく記載したもので、4ページの表1は自然災害等が発生した時に施設の建物にどのような被害が及ぶ可能性があるかということをもとめた表になり、表2は建物の施設設備に被害が生じた場合にどのようなことが起きるかを想定してその対応策をまとめている。例えば構造であれば、地震が起きると構造が破たんするのではないかということを考えて免震構造を採用するといった対応を挙げている。電源設備では、もし電源が落ちることがあっても施設の機能をきちんと維持するために非常用電源を設置するなど継続して電源が確保できる対応をとること等をまとめている。それ以降は、BSL-4実験室内で実際に作業を行うにあたり、一連の作業の中でどのような事態が想定されるか。そのリスクに対して、どのような対応策を取るかということの一つ一つを検証したものであり、表3は作業動線のイメージである。表4は、先ほど話に出てきた重大事象の発生パターンの検証結果をまとめたもので169項目ある。例えば、8ページの「(2) 実験室入室③薬液シャワー室」の№14、15、16の真ん中辺りの「結果」という欄に、「実験室内空気の施設内への直接流失の恐れ」とあるが、これは施設の外に出るというわけではない。本来は実験室内の空気が入口の隣の部屋に出ないような対策をするが、出ていくおそれ考えた場合に、原因としてどういうことが考えられるかということ、例えば室圧の異常、薬液シャワー室のドアのインターロックの異常等で実験室内の空気が隣の部屋に流れる可能性があるのではないかとことを想定している。その対応としては、重層的な陰圧管理や、緊急アラームを整備するなどして、異常があったら直ぐに分かるようにする。さらに前回も説明したが、実験室のすぐ隣の部屋も気密を取っており、そこから外に出ないように段階的な対応を盛り込んでいる。そのような対応を施設の設計案に取り入れている。表5は、今の169項目をもう少し結果ごとにまとめ、対応策もまとめて記載している。以上が、安全確保策に対する対応について一つ一つ挙げたものになる。

外国の施設ではどのような対応をしているかということで、各国のガイドライン等の比較・検証を行ったものが資料4-3である。特に重要だと思われる地震、気密性、差圧管理、冗長性、セキュリティの5項目について、WHO、カナダ、日本の比較を記載している。地震については外国にはあまり地震がないというのもあり具体的な記載はないが、日本の感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という。）では地震に対する安全性の確保が規定されており、本学も万全なものにすることになる。気密性については各国で基準を設けられているが、カナダの基準がどこの国よりも厳しい基準になっているので、本学としてはカナダの基準を採用することになる。冗長性については非常用電源を整備するようにどの国のガイドライン等にも書いてある。セキュリティについてはどこの国にもアクセスの制限、監視装置の設置等が書いてあり、日本の感染症法では柵の設置が書いてあるので、本学の施設も柵を設置することになる。

リスク評価の検討、各国ガイドラインとの比較を行った上で、その結果を本学のBSL-4施設の設計仕様に盛り込んだのが資料4-4である。①地震に対する安全性の確保は、地震が起きても建物に被害が生じないように、震度7に達する地震に耐える免震構造を採用する。②実験室の気密性の確保は、最も厳しいカナダの気密性能基準を採用する。これは建物を造る時も、年数が経ってもずっと気密性の基準が保たれていることを点検するという含めて採用する。③施設内の陰圧管理の確保は、実験室の中を陰圧にし、かつ入口から奥の部屋に向かって、より気圧を低く保つことによって、ドアを開けても外の空気は中にしか入らない、決して中から外には空気が出ないように管理をする。④電源等の重要設備に係る冗長性の確保は、電源、排水、排気設備等の施設の重要な設備については、もし一つに不具合があっても、きちんと機能が保たれるようにバックアップを完備することを盛り込んでいる。⑤施設及び実験室に係るセキュリティの強化は、複数方式の施錠、認証を行い、監視カメラ、のぞき窓、センサー等を設置することになる。

次に、万が一事故・災害等が発生した際の緊急時の対応に係る基本的な考え方の骨子について資料4-5にまとめている。1ページは目次であり、「1. 検討の対象とする「事態」」、「2. 事態に対する緊急措置（初動対応）」、「3. 関係機関等への通報、報告」、「4. 地域の方への情報伝達」、「5. 事態発生に備えた訓練」、「6. その他」としている。「1. 検討の対象とする「事態」」については、地震等の自然災害、火災、停電、病原体等の盗取・盗難・紛失、施設従事者等の病源体の漏洩、実験室外への病源体の漏洩等の事態の他に検討の対象とするべき事態はないか、「2. 事態に対する緊急措置（初動対応）」については、緊急措置（初動対応）案の他に措置として加えるべき点等はないか、「3. 関係機関等への通報、報告」については、例えば地震が発生した場合に国、県、市等にどのように伝達するか、伝達対象とする事態が発生した場合どのような方法で通報、報告を行うか、「4. 地域の方への情報伝達」については、特に皆様と議論したいところで、情報伝達を行う事態も緊急性の低いものから高いものまで様々であるが、どのようにして皆様に連絡し対応するか、他に情報伝達を行うべき事態や他に有効な情報伝達手段は考えられないか、「5. 事態発生に備えた訓練」については、全ての施設作業員に対する訓練、定期的な施設内の訓練、抜き打ちの訓練等を準備する予定であり、どのような訓練を実施するか、等について議論したい。「6. その他」としては、本学のBSL-4施設における万が一の事故等により、地域の方に経済的被害が発生した場合には、設置主体である長崎大学は、その賠償等の責任を負う。その際、長崎大学のみでの対応が困難な場合には、国が必要な支援を行うということを書いている。

（文部科学省（高城企画官））長崎大学から緊急時の対応に係る基本的な考え方の骨子が示されたところであるが、一方で、国のほうでもどういった対応をするのか何度か議論があったので、現時点での国の対応をまとめたものが資料5である。



長崎大学の BSL-4 施設において万が一の事故、災害が発生した場合、感染症法に基づき対応することになるが、特にこうした事故が発生した場合については、資料に記載している指針により対応することになっている。厚生労働省健康局結核感染症課というところが、厚生労働省の中で感染症の対応を司っているところである。

事故が起きた場合は、まずはその状況把握ということで、事故・災害の状況に応じ、担当官（結核感染症課職員）を現地に派遣し、何が起きているのか、どの程度の事故なのか、こういったことを把握して、必要に応じて、施設への立入検査等必要な対応を行うとともに、技術的な支援が必要だということであれば、国立感染症研究所等の専門家を現地に派遣することを想定している。国立感染症研究所に感染症危機管理に関するトレーニング経験のある方が所属しているので、そういう方を現地に向かわせるということを検討していると伺っている。また、感染症法に基づいて、長崎大学に対して、感染症が周りにまん延しないように、消毒、滅菌等の措置命令を行うこともできる。

一方、文部科学省としては、感染症対策を直接行う業務は所管していない。感染症研究を研究振興局が所管しており、事故・災害の状況に応じて、同局の者を現地に派遣し、大学に対し指示等必要な措置を実施するとともに、場合によっては、厚生労働省と連携して、技術支援のために専門家を現地に派遣する。感染症危機管理の対応はプロフェッショナルな厚生労働省の対応になるので、同様の者を派遣することは想定していないが、その辺は厚生労働省ときちんと連携しながら、文部科学省としてどういう支援ができるのか、今後も話をしながら深めていきたいと思っている。

さらに大きな被害が出るおそれがあるような場合においては、BSL-4 の事故に特化したものではないが、政府の初動対応体制というものがあるので、文部科学省や厚生労働省だけではなく、その他の関係省庁も連携しつつ政府一体となって必要な措置を講じることになる。

参考に付けているが、事故に限らず、実際に患者が発生したり、もしくは疑い患者が発生したりした場合の対応については、先ほどの感染症法に基づいて対応することになる。発生状況、どういう状況なのか、その原因は何なのか、患者が発生したら、厚生労働省の関係職員に必要な調査をさせ、まず情報を取ってくることになる。情報の公表については、患者が出たのか出ないのか、陰性なのかどうなのか、どういう状況なのかということをやや国民に向かって公表することになる。また、さらには必要があれば、感染症の発生及びまん延を防止するために必要な措置を定め、保健所や病院の医師等に必要な協力を求めることになる。その他、健康診断、感染症を広げないための就業制限、一類感染症患者に対する入院勧告、汚染された疑いがある場所や物の消毒、媒介する昆虫等の駆除、水の使用制限をするなどの具体的な措置は都道府県知事が主体となり、都道府県に所属している保健所が実働部隊として対応することになる。こうしたことが感染症法に定まっている。

#### <休憩>

(神田委員) 色々なことを想定し、網羅していただいているが、一番大事で知りたいことは、この中で一番可能性のある事故は針刺し事故と実験動物の逃走ではないかと思う。地震、火災、停電、テロ等色々書かれているが可能性として高いものがあると思うので、まずそういうふうな事態が起こった時に、どういう方法で知らせるか。色々考えればいいと思うが、例えばサイレンを鳴らすとか、連絡網を作るとか、そういうのが一番大事だと思う。文部科学省が考えているように被害が拡大した場合は、この辺はすごいことになり、悪く言えば封鎖という状態もあると思う。そういう状態になって、厚生労働省が来ても、住んでいる住民は動けなかったりという状態になる可能性もあると思うので、まず、そういう

ことを一番に考えていただきたい。

細かいことをこれだけたくさん説明してもらっても頭に入らないし、何かあった時に何が優先で動くのかというのは、本当に立派に作っているとは思いますがシンプルイズベストである部分も必要だと思う。

何か大きなことがあった時、例えば実験を開始した時に始めましたとか、今こういう実験をやってますとか、途中で何か起こりましたとか、その原因も実験者のミスとか、動物に関するものとか、設備の故障とか、色々あると思うので、関係機関等への通報、報告等の緊急時対応をどうするかがもう少し見えないと、ああそうですかというだけで終わるような気がする。

まさかこれで説明が終わりとは言わないと思うので、この辺のところはもう少し丁寧に、皆さんの気持ちを考えた上でやっていただきたい。

(事務局 (中嶋教授)) 今日お見せしたのは骨子であり、これを基にどのような連絡体制を作っていくかなど、今後色々と打ち合わせをさせていただきたい。

(原委員) 私が心配しているのは救命支援と封じ込めのバランスである。感染しているかどうか分からない研究者が実験室内で意識を失った場合、現場での責任者が速やかに判断し、研究者を救出して、研究者の命を守れるような対応を図っていただきたい。

また、マニュアル作成についての質問であるが、例えば、実験室内で人が倒れたが原因が分からないといった場合に、誰が救出に行くのか決めると思うが、そこに救急隊や警察が駆け付けたりすることもあると思う。そういった第三者機関も関係するマニュアルを今後どのようにして作っていくのか。例えば三者連絡協議会等で包括的に作っていくのか、それとも個々に消防、警察、行政等との話し合いで作っていくのか、大まかな方針を教えていただきたい。

(事務局 (中嶋教授)) まずは命を守ることを最優先で対応しなくてはいけないことは原則として考えている。例えば心臓発作等で倒れた方がいた場合、中央監視室から見張っており無線も付けているので、情報を得たら直ぐにその人を簡易のシャワーをした上で外に出す。そこで陽圧防護衣を脱がせて、消防等が入って来られる場所にその人を確保し、そこで大至急行すべき処置や病院への搬送を見極めた上での対応等の流れを今後作らなくてはいけないし、緊急連絡網等の現実的なものも作らなくてはいけないと考えている。

そのため、県や市とも相談の上、緊急時の対応等について話し合いができるような取っ掛かりは既に作っている。現実的にどうするかということは、建物ができてから、現実的なものを積み上げていかないと、実際に使えるマニュアルにはならないと考えている。

(泉川委員) 大学病院では、いわゆる一類感染症のエボラ出血熱をはじめとした感染症の方が入室できる一種感染症病床を2床持っている。エボラ出血熱のアウトブレイクもあり、今日、明日そういう方が船や飛行機等で海外から来てもおかしくない状況であるので、大学病院においては、そういう患者さんが来た瞬間から診療できるように、かなりの医療スタッフが自分の身を守りながら患者さんを診る訓練を行っている。こういう訓練を行っているところは、今のところ日本にはほとんどなく、自分の身を守りながら患者さんを診させていただくという準備はしている状況である。

(事務局 (亀田課長)) 後半の質問であるが、緊急時の対応については個々の事案に応じて色々細かく考えなければならないことは複数出てくると思う。場合によっては、消防の方と綿密なご相談が必要なこと、保健所と消防と警察三者が組み合わないとよく分からないこと等があるかと思うので、事態に応じて個別に相談したいと考えている。

(道津委員) 火災の場合、保健所や消防等が関わってくると思うが、バイオ施設の火災の場合、保健所や消防等には専門職の方がそういう訓練を受けるようなカリキュラム等はあ

るのか。普通の火災とは違うと思うので、色々制限もあるだろうし、専門的な訓練を受けていないと二次被害にもなりかねない。

今、実際に消防や保健所で何か専門的なことの学習会や勉強会等といったものは実際に行われているのか。

(事務局 (中嶋教授)) 現実的な対応をするためには、教育訓練というのは非常に大事な部分になる。この実験室の中は難燃性のもので造られ燃えにくい構造になっているが、どのような対処の仕方がいいのか、消防当局とも入念に詰めた上でマニュアルを作っていくかなければならないと考えている。

(道津委員) そういうカリキュラムに基づく訓練は実際にやっているのか。

(事務局 (中嶋教授)) まさにこれからの話である。

(池田委員) 高城企画官から説明があった資料5の事故・災害等が発生した際の緊急時の国の対応については、日本学術会議の「我が国のバイオセーフティ4 (BSL-4) 施設の必要性について」の提言の中にある国の関与や、官房長官、県知事、市長との関与に対する平成28年11月17日の閣議決定を分かりやすく説明したものではないと受け止めているがそういうことか。

(文部科学省 (高城企画官)) その部分を中心に書いている。

(池田委員) そのように受け止めていいと理解した。ここの質問にそぐわないが、この提言の中に、BSL-4 は合意をもって進めると書いている。合意を得られていない状況でこういう論議をしていいのか、この会議で住民の合意が得られないまま進めていいのかという疑問があるので、国の立場で意見を伺いたい。

(文部科学省 (高城企画官)) 日本学術会議が出した学術的な提言や、関係省庁の中で検討した報告書等色々なものがある。そういったものを総合的に勘案して、関係閣僚会議の中で閣議決定された文章が、最終的に行政、国のこういうプロジェクトに関する関わり方の総まとめになっていると思っている。その中で、BSL-4 施設を長崎に造ることが示され、文部科学省は支援することになっているので、それを踏まえて、この会議に参加したり、予算も措置したりしているところである。

(池田委員) この提言を見ると、国立感染症研究所の BSL-4 施設と理化学研究所バイオリソースセンターの同様の施設は、住民の合意が得られないまま建設して、今、休眠状態であるとのこと。そうすると、この計画をこのまま進めていっても、住民の合意が得られなければ休眠状態になってしまう。住民の合意が得られないまま、建設の方向に進めていいのか。この議題にはそぐわないかもしれないが非常に疑問に思う。

(文部科学省 (高城企画官)) 繰り返しになってしまうが、色々な検討が進んできている中で、平成28年に関係閣僚会議で決定された文章の中に、国の方針として、国家プロジェクトで、国策で進めるということが示されているので、それに従って、文部科学省としては施設の安全性確保等、その内容を踏まえて対応している。もちろん、理解が進んでいない方、賛成の方、反対の方等がいることは承知しているが、その中で出てきた疑問については、こういう場や住民説明会等で大学が説明を行っており、そういうことを継続して行っていくことが重要であると思っている。

(池田委員) 理化学研究所と国立感染症研究所の BSL-4 施設が休眠状態であることは事実である。それでもって、長崎大学の BSL-4 施設がどうなるか分からない状況で、国策として進めることは個人的には嫌である。住民の合意を得てからやってもらいたいと思う。もう一度、企画官に休眠状態であることの説明をお願いしたい。

(久米委員) 休眠状態ということ承知の上で数年前から長崎大学が取り組んでおり、それに付随して文部科学省や厚生労働省のバックアップもきちんと出来上がってきたものと

理解している。また蒸し返しみたいな話になるのはどうかと思うので、議事進行をお願いしたい。

(池田委員) それは連合自治会長としての意見か。

(久米委員) 連合自治会長としての意見とか何とかということではなく、この会議の委員として出席しているので、そういうことで理解賜ればありがたい。

(安田委員) 理化学研究所の BSL-4 施設に関しては、遺伝子組み換え実験をやるための BSL-4 施設で、これが稼働していないのは、住民の合意が得られていないということもあるが、一つには多くの BSL-4 病原体の遺伝子を使った組み換え実験は、以前の感覚では BSL-4 実験室でやるべきだろうということだったが、遺伝子組み換え技術が進む中で、感染性がある組み換え体でない場合、感染性の病原体が出るわけではないので、レベルダウンして実験が可能だろうという考え方が出てきて、例えばエボラウイルスの一部の遺伝子を使って感染性のないウイルスまがいのものを作るような実験に関しては、BSL-2 実験室でやってもいいだろうということになり、その後、実際に BSL-4 実験室を使う実験があまり想定されなくなったので使っていないという状況にある。住民の合意がないので動かしていないという状況があるのも事実である。つくば市の理化学研究所の組み換えの BSL-4 実験施設に関しては、ほぼ 30 年以上稼働していないこともあり、たぶんもう稼働されないだろうという状況になっている。

一方、武蔵村山市の国立感染症研究所の BSL-4 施設に関しては、2015 年に厚生労働大臣と武蔵村山市長との間で合意がされて、非常時の事態に対する研究には使用できるようになっている。実際現在は、例えば SFTS (重症熱性血小板減少症候群) 等の BSL-3 の動物実験等が BSL-4 実験室で行われているのが現状である。

(事務局(中嶋教授)) 1 点補足である。つくば市の理化学研究所の BSL-4 施設については、住民のほうから差止訴訟があり、理化学研究所側が全面勝訴したと聞いている。その後、理化学研究所と当時の谷田部村と記憶しているが、実際の病原体については BSL-2 クラスまでの病原体とするという一定の合意がされ、その後、そのままになっていると聞いている。

(道津委員) 池田委員が言っているのは、そこの経緯がどうのこうのということではなく、国からの大学への宿題は、住民の合意と理解と信頼の構築ではなかったのかということである。国はそれをどのようにして判断したのかということが多分聞かれているのだと思う。それはそのまま、私たち住民も質問したいと思っている。市にも、住民の合意と理解と信頼の構築ができたという証明をして欲しいとずっと言っている。そのことについて鳥巢委員にお答え願いたい。

また、久米連合会長が蒸し返すと言ったが、これは蒸し返すのではなく、この工程は必ず必要な工程であって、せめて過半数の住民の合意を必ず取るようにということは申し上げたい。

(神田委員) 安全、安心な世界最高水準の施設を造るということなので、それを実現するためにどのようなことを考えているのかを確認する必要があると思う。聞かなくて、ただ怖いとか、心配だとかということはある得ないので、どの程度のものを造る気持ちで計画しているのか、そこを確認するために色々と質問しているわけである。

この前この会議で学長が、今後、この会議でも議論を続けていって、然るべき時に方向性をつけると発言した。今の時点で皆さんが賛成、造っていいですと言ったわけではなく、説明会を開催しているのだと思う。

何度も言っているように、この施設のいいところばかりを言わないで、私たちとしては現地の風土病をすごい危険を冒して飛行機に乗せてわざわざ持ってくることにすごく違

和感がある。

道津委員も言ったように、この会議の議論だけでなく、住民の皆さんは一時的なものではなく施設を造ってしまえば永遠に自分たちの生活に関わってくる問題として、きちんと欲しいという気持ちで傍聴に来ていることを理解いただきたい。

説明会にしても、この会議にしても、何回もやっているのだから分かっていてという意見は少し乱暴ではないか。一生懸命色々考えて分かりやすいように先生方が説明してくれていると思うが、命に関わることなのでよろしくお願ひしたい。

(調議長) 説明会にしても、ここ数回のこの会議での説明にしても、安全です、といいことばかり言っているつもりはさらさらしない。こういうところに危険が潜んでいるかもしれないということをしらみつぶしに調べ上げて、その一つ一つの可能性をできるだけ小さくするという努力を積み重ねるということをやっている、その内容を理解していただくような説明会を開催するように考えている。

よく安全神話だとか、想定外のことが起こるとかというご指摘がある。どんなに想定をしても、想定外のことは起こるといのはよく分かるが、起こり得る事象について検討した上で想定外のことが起こった場合と、そういう検討の積み上げがないまま想定外のことが起こった場合とは違うと思っており、そのところの精度や誠意をお見せしたいと思っている。足りないというご指摘があればどんどんいただきたい。

(神田委員) 気持ちはよく分かった。今までの説明会でリスクの点はそれほど説明がなかったと思うので、先ほども言ったように、実際に出席された皆さんから出てきたリスクに関する質問に対する回答も正直に出していただきたい。

市も、経済効果があるとよく言うが漠然とした内容で、具体的にこういうことをするから経済効果があると言われれば、何となく分かるかもしれないが、違うのではないかと思う人もいるかもしれない。十人十色なので、何かする時に全員が100%賛成、反対ということはなくどちらの意見も出ると思うが、そういうことを隠し立てしないでいただきたい。

前回も言ったように、私たち住民の活動に対して、裏から手を回したり、差し止めしたりするような姑息なことは止めて堂々とやっていただきたい。そういうことの積み重ねで、大学は信頼できる、大学のやっていることは正しいとなると思う。そういう意味では、今、信頼を勝ち得ていないと思うので、そのところはくれぐれも忘れないように、研究者の気持ちありきではないということを重ね重ねお願ひしたい。

(調議長) 基本的には肝に銘じて前に進みたいと思う。ただ、先ほどお話ししたように、ここにはこういうリスクがあるとか、ここを失敗するとこうなるだろうということについては、意図的に隠していたものではなく、最近になってそういうことが出せる段階に来たという状況であり、できる限り分かりやすい説明をしたい。この会議の委員の方々はずっと説明を聞いているので、非常にレベルの高い知識をお持ちであるが、一般の説明会はそのような人はほとんどいない中で説明をするので、全く同じ説明ができるわけではないが、そういうお気持ちだけはお伝えしたいと思う。

(文部科学省(高城企画官)) 繰り返しになってしまうが、経緯としては、先ほど説明したとおりである。ただ、まだ分からない点というか、新たな疑問点等が出てきているようなので、それについては大学で答えられることは大学で答えていただき、文部科学省、県、市で答えるべきことは、このような場を通じて丁寧に説明していきたいと思う。

(池田委員) つくば市や武蔵村山市にBSL-4施設を造ったが、住民の合意ができていなくて稼働されなかった。安田委員から説明があったように患者は受け入れるが、BSL-4の実験はしないという住民との約束である。長崎で住民の合意ができる見込みがあるのか、そこまで聞いていいのか分からないが、どう思っているのか。

(文部科学省(高城企画官)) 繰り返しになるが、安全を確保するために、今まさにマニュアルを作ったり、建物の中で何を整備すべきか検討したりしており、まず、そういう安全性をしっかりと確保した上で、施設が出来上がるまで、出来上がった後も疑問点があれば、こういう場で対話を続けていくということが重要かと思っている。

(池田委員) あと一つ、重要なことであるが、もしもここに施設が出来ても、住民の反対が強くて、過半数の賛成が得られず、近隣住民が反対の声を出せば、武蔵村山市やつくば市のように稼働が休眠されることもあり得る、強行突破はしないということを約束して欲しい。

(調議長) この会議で以前も申し上げたが、山のように疑問が積み上がっている中では前に進まないということは前から申し上げており、できる限り疑問に答えつつ、議論をしながらということを考えている。

(道津委員) 着工する前に、きちんと住民の合意の確認作業をして欲しいということを行っている。高城企画官が言ったように造ってからでも作業が続くではない。造る前に、せめて3連合自治会と近隣住民の自治会の皆さんの理解の確認を取ってくださいということである。住民や市民が納得できる根拠を示さないまま、リスクや不安を押し付けストレスだけがかかるようなことはしないで欲しいということで、そこは理解いただきたい。国としては、住民の皆さんがこれだけ理解したということを中心にきちんと確認した上で、国策として進めるようにしていただけないか。

(文部科学省(高城企画官)) 繰り返しになるが、国の方針というのは示されているとおりであり、文部科学省としては必要な支援を行っていく。

(道津委員) 支援はどんどんお願いしたいが、そういう話ではない。施設を造る前に、そういう確認作業を国が中心になってきちんとしてくださいということである。そういうことをしないと、池田委員が言ったように武蔵村山みたいになるのではないですかということ、そこはどうなのか。国として、大学に確認を取らせるようにしていただけないか。反対住民も賛成が60%あれば仕方がない、民主主義はそういうものだとなんて言えるのではないか。国としてきちんと確認すべき内容ではないのか。それは国が最初からずっと言ってきた宿題だったのではないか。

(文部科学省(高城企画官)) 賛成、反対の二つだけで議論するのは適当ではないのではないかと前任者も言っていたと思う。色々な立場で、色々な疑問を持っている方がいるので、賛成か反対かだけで合意が取れたとか、取れていないとかという議論をするのは難しいのではないかと考えている。

繰り返しになるが、国のスタンスはと言われれば、この関係閣僚会議で決められた内容に従って必要な支援をしていくということである。

(池田委員) 日本学術会議の提言の要旨の3ページの5行目に「最も大切なのは地域住民の理解を得ることであるが、我が国の国立感染症研究所や理化学研究所の例だけでなく」等と書いてあって、国が合意をもってすべきであると書いている。

(山下副議長) 池田委員が説明している資料が、他の委員の手元にはないので、今ここで質問されても多分わからない委員が多い。できれば、池田委員の質問は紙で出してもらって次回に答えてもらうことにしないと、多分わからない委員がたくさんいると思うので、よろしくお願ひしたい。

(池田委員) 分かりました。次回に。

(調議長) 今日の積み残しについては、次回に議論させていただきたい。次回の会議では、新たな資料を用意するのではなく、今まで配付した資料で、時間の許す限り議論をする

いうスタンスでやりたいと思っているので、よろしくお願ひしたい。

### (3) BSL-4 施設の建設までの主な日程について

調議長及び事務局から、資料6に基づき説明があった後、質疑応答が行われた。説明及び質疑応答の大略は次のとおり。

(調議長) 建設に向けた工程の最新の状況について、説明をさせていただきたい。

資料6の1ページ。本学としては、年度内に着工する計画であるということについては、この会議でも何回もお話してきたと思うが、本学の希望としては、早ければ12月建設着工予定と考えているところである。したがって、必要な条例上の手続きや、条例に基づく説明会、建設工事の公告、予定地に樹木があるので着工の準備として伐採の手続きに入りたいと考えている。

また、委員から要請があった熱帯医学研究所 BSL-3 実験室の排気検査の見学についても実施の見込みが立ったので、事務局からその日程や内容について説明する。

(事務局(亀田課長)) 熱帯医学研究所 BSL-3 実験室の排気検査の見学については、以前、道津委員から希望があり検査機器の調整等を行っていたが、目途がついたので日時等を案内させていただくものである。日時は8月21日の午前中で、排気の回収自体は屋上で3時間程度実施する予定であるが、全く同じ回収作業が続くので、屋上での見学自体は概ね10分程度を想定している。具体的には、来週以降、この会議の委員の皆様に参加希望を照会させていただく予定であり、参加希望の方は事務局まで連絡をいただければと考えている。

留意事項を3点ほど書いている。屋上に上がるのに若干急な階段を上る必要があるので留意いただきたい。また、見学中に写真やビデオ撮影を行うことは遠慮いただきたい。その他、職員の指示に従って見学をしていただきたい。

検査方法については、3月のこの会議で説明しているものをそのまま配付しているので、説明は割愛させていただく。

検査の結果については、検査が終わり次第、9月以降の最初のこの会議において報告させていただきます予定である。

次に、長崎市中高層建築物等の建築紛争の予防に関する条例に基づく説明会の概要についてである。「条例の概要」であるが、対象となる建築物は建物の最高の高さが20メートルを超えるものということで、本学が計画している施設についても対象になる。建築主等が講ずべき主な措置は次ページの標識の設置、説明会の開催、長崎市に対する届出等がある。説明の対象者は隣接住民ということで、坂本キャンパスの敷地に接する土地及び当該土地にある建物の所有者、管理者、居住者の方々が条例上の説明の対象者になる。説明する内容については、建築主等の氏名・連絡先、敷地の位置・形態・規模、計画建物の日影等、また、工事期間・作業時間、安全対策、電波障害があるのであればそれに対してどのような措置を講ずるのか、工事中の連絡先といったことを説明するように条例上で定められている。スケジュールに書いてあるとおり、標識を設置し、説明会の案内を対象者に配付した上で、調整中ではあるが8月第4週頃に説明会の開催を予定している。

標識の内容については資料のとおりであり、こういった標識を坂本キャンパスの出入口のところ設置する。建築場所、用途、敷地面積、規模、最高の高さ(既存部分というのは坂本キャンパスにある既存建物の最高の高さを指すもの)、建築面積、述べ面積、構造、着工予定年月日、建築主、設計者等を記載した標識を設置する。今のところ、標識設置については来週を予定している。

(池田委員) 排気検査の見学は、報道関係も来ると思うが、報道関係はカメラやビデオの撮

影が出来なかつたら公開という意味がない。公開の場では、映して欲しくないところを絞って、少しだけでも報道関係に公開しないと、特にテレビの場合は映像がないとニュースにならない。ニュースにならないということは大学がやっていることが市民に伝わらないことになる。公開という原則にのっとり、撮影位置、撮影範囲等を報道機関と話し合っただけでも撮影を認めてもらいたい。

(事務局(亀田課長)) 指摘に全てお応えすることはおそらく困難だと考えている。見学してもらおう場所は、管理されている区域の中に入ることになる。当初は入ることはできないだろうという話をしてしたが、道津委員からの指摘もあり、調整して、こういった形であればぎりぎり大丈夫ということで、この会議の委員の皆様方を対象として見学の場を設けたものである。他方で、当日来られない委員の方で、その様子を見たいという方がいれば、事後的に、例えば職員が撮影した写真等を提供する等は検討したいと考えている。

(池田委員) 報道関係と話し合っただけでなくて、ビデオの撮影もよろしくお願ひしたい。

(調議長) 持ち帰って検討させていただきたい。

(山下委員) 急な階段とはどの程度の階段なのか。

(事務局(亀田課長)) 階段の写真も付けて案内するので、判断材料にして欲しい。

(山下委員) そんなに高いところ上がるのか。

(事務局(亀田課長)) 高いというよりも、階段のステップ、足の踏み場が狭い。

(犬塚委員) 手すりはあるのか。

(事務局(亀田課長)) 手すりはある。

(道津委員) 3時間の排気検査で、実際の排気量と大気捕集装置での捕集率は何割になるのか。1日しか実施しないのであれば、何割分しか捕集できないのではないのか。

(早坂委員) 何割という数値は出せない。3時間程度の実験中の1時間程度捕集を行う予定であるが、もちろん全部を回収出来るわけではない。申し訳ないが、手元に資料を持ち合わせていないので、可能であれば案内するときに情報として提供できればと思う。

(道津委員) それを1日だけ実施するという事か。例えば、1割しか回収できないということであれば10回実施したら、ある程度、数字は近くなると思う。

(早坂委員) 実施するのはこの1日だけである。

(道津委員) 1日だけで、きちんとしたデータが出るか。

(早坂委員) カップで回収するが、1時間の間に10個ぐらいのサンプルが出来ると思う。

(道津委員) 何割かというのが分かれば。

(調議長) フィルターから何リットル出てきて、そのうち何リットルを捕集出来るかというあたりが、今はお答えできないということである。

(調議長) 着工予定年月日は12月21日としている。市に日にちは具体的に書けないので年度内と書かせて欲しいと言ったら、駄目と言われて、ご批判もあろうかと思いますが、敢えて予定ということで日付を入れさせていただいたとご理解いただければと思う。

(藤原委員) 今日もそうであったが、いつもこの会議は池田委員、道津委員、神田委員の3人で議題が中断したり、永遠と続いたりするので、もう少し質問時間や質問回数等を制限していただけないか。いつも何か蒸し返して、前のことをやっってくださいとか。この会議に出席するために、貴重なスケジュールの中で駆け付けてくる委員もいるわけで、もう少し緊張感を持って議事運営していただけないかと思う。

傍聴席は拍手をすることはできないと書いているのに拍手をしたりしている。違反し



たら退場させると書いているので出してください。議題が決まっているのであれば、もう少し議題どおりに進行していただけないか。

(調議長) もっと上手に進行するよというお叱りもあるが、一方では、それなりに準備をされたり、勉強をされたりして出席されているのもよく分かる。全員に機会均等というわけにもいかないなので、なるべく議題を整理した上で、集中した議論をするように努めたいと思うので、よろしくご協力願いたい。

(神田委員) 蒸し返すとか、無駄な時間とかという話があったが、私たちはそういうつもりは全然ない。会議開催にあたり事務局から、質問、意見があれば提出してくださいと依頼があり、ルールにのっとって提出している。回答が紙に書いてあるだけでは意図が分からないので、質問等の説明をさせていただき、回答の意味も知ってもらうために発言しているものである。申し訳ないが、藤原委員もそのような考えを持っているのであれば質問等を出して欲しい。

(調議長) この会議をあまりぎすぎすした会にしたいくないので、お互い、名指しで意見を言うのは止めていただきたい。

(道津委員) 名指しはいけないと言われたが最後に一言だけ。議題どおりに議事が進まないとのことであったが、この議題は大学側が設定しているものであり、私たち住民が設定してもよいのか。議論しなくてはならない内容が後ろの傍聴の方を含めてもっと色々ある。住民側で議題を設定できないので、自分たちの意見を出して、それに対して大学から色々な説明を聞いたり、こちらから質問したりしているもので、大学の進行どおりにしなさい、黙って聞きなさいということであれば協議会にはならない。今からもどんどん発言したい。

(調議長) 色々なご意見もあろうかと思いますが、この会を実りのある議論をする場にしたかったので、ご協力をお願いしたい。

(寺井委員) 資料4-5の事故・災害等が発生した際の緊急時の対応の「2. 事態に対する緊急措置(初動対応)」であるが、いきなり震度7の地震が来るわけではなく、震度4とか5とかもある。今日の会議で道津委員から発言があったバイオセーフティ管理監が一番偉くて、色々な事態に応じて、実験を中止したりする決定権者ではないかと思う。以前、何かそういった表があったと思うので、申し訳ないが、次の会議でそこら辺の資料をもう一度出していただきたい。

(調議長) 後日相談させて欲しい。

本日はどうもありがとうございました。

— 以 上 —